

令和4年（2022年）

旭川市議会議案

第2回臨時会

令和4年4月12日開会

令和4年 月 日閉会

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年4月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年4月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市税条例等の一部を改正する条例

(旭川市税条例の一部改正)

第1条 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第18条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第18条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第24条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第27条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前

年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第２８条の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

第２８条の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第４６条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第４３条第５項中「第３２１条の８第４１項」を「第３２１条の８第４２項」に、「同条第４１項」を「同条第４２項」に改め、同条第６項中「第３２１条の８第４２項」を「第３２１条の８第４３項」に改め、同条第７項中「第７項第１号」を「第９項第１号」に改め、同条第１１項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１７項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

第７６条第７項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第９項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

第７６条の２中「規定する固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の」を「閲覧（法第３８２条の４に規定す

る固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の」に改め、同条の次に次の１条を加える。

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)

第７６条の３ 法第３８２条の３に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、旭川市手数料条例に規定する額とする。

附則第４条の３の２第１項中「令和１５年度」を「令和２０年度」に、「令和３年」を「令和７年」に改める。

附則第７条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第３項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第７項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改める。

附則第９条第１項中「１００分の５」の次に「(商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあつては、１００分の２．５)」を加える。

附則第１５条第２項を次のように改める。

２ 前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第１６条の２第３項中「、第３７条の８又は第３７条の９」を「又は第３７条の８」に改める。

附則第１７条の６を削る。

(旭川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第２条 旭川市税条例等の一部を改正する条例(令和３年旭川市条例第４２号)の一部を次のように改正する。

第１条のうち旭川市税条例第２８条の３第１項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、

「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第14条第2項、第28条の3第1項及び附則第2条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中旭川市税条例第28条の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第4条の3の2第1項及び第16条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第17条の6を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中旭川市税条例第18条第4項及び第6項、第24条の2第1項及び第2項並びに第27条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第15条第2項の改正規定並びに第2条（旭川市税条例等の一部を改正する条例（令和3年旭川市条例第42号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中旭川市税条例第10条の改正規定、同条例第76条の2の改正規定（「規定する固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第76条の2の次に1条を加える改正規定（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する規定の適用)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例第10条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する規定の適用)

第3条 第1条の規定による改正後の旭川市税条例（以下「新条例」という。）第28条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において

「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第28条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の旭川市税条例(次項において「旧条例」という。))第28条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例第76条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例第76条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(説 明)

地方税法等の一部改正等に伴い、旭川市税条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例

旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第13項中「第15項，第21項，第26項，第33項，第34項若しくは第39項」を「第14項，第20項，第25項，第32項，第33項若しくは第36項」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の旭川市都市計画税条例の規定は，令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和3年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い，旭川市都市計画税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第12条の6の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第17条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第17条の4第3項中「前項第1号中」を「前項第1号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第3項において準用する同条第1項各号」と、」に改める。

附則第14項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市国民健康保険条例第17条の4第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例第12条の6、第12条の6の10及び第17条の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料について

は，なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い，旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に，「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に，「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

保険料の減額及び免除の申請の特例に係る規定を整備するために，旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	35,750	令和4年3月25日	令和3年12月22日 旭川市住吉5条2丁目	市 10 相手方90
2	31,809	令和4年3月25日	令和3年12月28日 旭川市南6条通20丁目	市 10 相手方90